

川崎市先端産業創出支援助成金交付要綱

(平成 20 年 3 月 24 日市長決裁 19 川経工第 431 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、特定地域で先端技術の事業化を行う中小企業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、人類共通の課題解決と国際貢献に資する環境、エネルギー、ライフサイエンス分野における先端産業の創出と集積を促進し、本市産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 中小企業者が、事業の用に供するために設置する工場、研究所、事務所その他これらに類するものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する会社、個人及び営利を目的としない団体等をいう。
- (3) 市内中小企業者 中小企業者のうち、第 7 条第 1 項の規定に基づく認定申請をする日において、5 年以上本市に立地している者をいう。
- (4) 環境、エネルギー、ライフサイエンス分野 「科学技術基本計画」(平成 23 年 8 月 19 日閣議決定)にて定める、グリーンイノベーション及びライフィノベーションを推進する事業領域に合致するものをいう。
- (5) 先端技術 「技術戦略マップ」(経済産業省策定)に位置付けられた技術を基準として、第 7 条第 3 項に規定する川崎市先端産業創出支援助成金事業認定審査会(以下「審査会」という。)において認められたものをいう。
- (6) 事業化 中小企業者が、研究開発成果を活用して事業展開を図ることをいう。
- (7) 投下固定資産額 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用(賃借料及びリース料を含む。)の総額をいい、土地の造成費用、既存建築物・設備等の取壊費用、設計費用、消費税、地方消費税等を除く。
- (8) 常用雇用者 事業所の事業開始に伴い雇用される常用の従業員で、雇用期間の定めがなく、かつ雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者をいう。
- (9) 新設 新たに事業所を設置(建築物の更新、増設を含む。)することをいう。
- (10) 特定地域 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)に基づく都市再生緊急整備地域である浜川崎駅周辺地域(平成 14 年政令第 318 号)及び総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号)に基づく国際戦略総合特別区域である京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区の殿町区域をいう。
- (11) 耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)にて定める耐用年数をいう。
- (12) 本社 本店登記がある事業所をいう。

- (13) 研究開発機能 機器、装置、システム等の技術開発及び素材や製品の開発を行うための試験研究、分析評価等を行う機能をいう。

(助成対象事業)

第3条 川崎市先端産業創出支援助成金(以下「助成金」という。)の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 環境、エネルギー、ライフサイエンス分野における先端技術を事業化するために事業所を新設すること。
- (2) 当該事業所が特定地域に立地するものであること。
- (3) 助成の対象となる投下固定資産額が5億円以上(市内中小企業者にあつては2億円以上)であること。
- (4) 当該事業所における常用雇用者が10人以上であること。
- (5) 当該事業所の事業内容が本市の策定する総合計画に適合し、国際環境特別区構想の一層の推進と本市全体の産業の活性化に寄与するものと認められること。
- (6) 公害の防止及びその他環境への負荷の低減について、適切な対策が講じられていること。
- (7) 平成29年3月31日までに第7条第1項に規定する認定申請が行われていること。
- (8) 社会的信用、当該事業の立地に伴う周辺環境への影響等を勘案し、助成を行うことについて、適当と認められること。
- (9) 当該事業について第7条第1項に規定する認定申請する日において、既に他の事業計画について第7条第5項に規定する認定を受けていないこと。

(助成対象事業者)

第4条 助成金の交付対象となる者(以下「助成対象事業者」という。)は、助成対象事業を行い、かつ、次の各号に定める要件を全て満たす中小企業者とする。

- (1) 市内に立地する中小企業者にあつては、第7条第1項に規定する認定申請をする日において、市税を滞納していないこと。
- (2) 当該事業所の新設に必要な届出又は許認可を得ているとともに、経営内容が良好と認められること。
- (3) 代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいないこと。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業の実施に要する投下固定資産額のうち、研究開発機能に関わる費用とする。ただし、本社を含む事業所の新設にあつては、投下固定資産額とする。

(助成率及び助成金の額)

第6条 助成金の助成率及び助成額は次の各号に定めるところによる。ただし、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、この要綱以外の規定に基づく川崎市の補助金等を助成対象経費の一部に充当した場合は、当該補助金等の額を控除した額を助成対象経費とする。

(1) 助成金の交付額は、助成対象経費の10%に相当する額以内とする。

(2) 前号の額が10億円を超えるときは、助成金の交付額は10億円とする。

2 市長は、助成金を5年以内の期間に分割して予算の範囲内で交付することができる。

3 市長は、申請者が、国又は他の行政機関及びそれに準ずるものによる補助金等を助成対象経費の一部に充当した場合は、助成金を減額することができる。

(助成対象事業の認定等)

第7条 申請者は、川崎市先端産業創出支援助成金助成対象事業認定申請書(第1号様式。以下「認定申請書」という。)により市長の認定を受けなければならない。

2 前項に規定する申請書は土地を取得する日(賃貸借の場合においては、当該賃貸借契約締結日とする。)又は事業所の建築工事若しくは設備等の設置に着手する日の30日前までに市長に提出するものとする。

3 市長は、申請者から提出された第1項に規定する認定申請書について、認定の可否を適正に審査するため、審査会を設置するものとする。

4 審査会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

5 市長は、申請者から第1項に規定する認定申請書が提出されたときは、審査会の審査に付した上、認定の可否を決定し、その結果について、川崎市先端産業創出支援助成金認定審査結果通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

6 市長は、前項に規定する認定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

7 申請者は、助成対象事業における事業所の新設工事が予定の期間内に終了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

8 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、必要と認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は職員に当該申請者の事業所等に立入らせ、書類・帳簿等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。この場合において、申請者は協力しなければならない。

9 申請者は、第1項に規定する認定申請書を市長に提出した後、第5項に規定する認定の可否の決定を受けるまでの期間に、助成対象事業を変更、中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ川崎市先端産業創出支援助成金認定申請の変更又は中止(廃止)届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

10 申請者は、助成対象事業に係る土地の取得(賃貸借の場合においては、当該賃貸借契約の締結とする。)又は事業所の建築工事若しくは設備等の設置等事業所の新設工事に着手したときは、当該着手の日から10日以内に川崎市先端産業創出支援助成金工事着手届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- 1 1 申請者は、助成対象事業に係る事業所の新設工事を完了したときは、当該完了の日から10日以内に川崎市先端産業創出支援助成金工事完了届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 1 2 申請者は、助成対象事業に係る事業所の事業等を開始したときは、当該事業開始の日から10日以内に川崎市先端産業創出支援助成金事業開始届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成対象事業の変更の承認）

第8条 申請者が前条第5項に規定する認定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、川崎市先端産業創出支援助成金事業計画変更承認申請書又は事業計画の中止（廃止）の承認申請書又は事業計画の承継の承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 助成対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 助成対象事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき

2 前項第1号について、次に掲げる変更を除く。

- (1) 助成対象経費の区分ごとに配分された額について、各配分額の10パーセント以内の流用増減を行う場合
- (2) 助成対象事業の目的及び能率に影響を及ぼさない範囲の細部の変更である場合

3 市長は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて認定及び交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（助成対象事業の認定の取消し等）

第9条 市長は、第7条第5項に規定する認定を受けた申請者が前条第1項第2号に規定する助成対象事業の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請を行い、又は次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第7条第5項に基づく認定を取り消すことができる。

- (1) 申請者が第7条第5項の規定に基づき認定を受けた助成対象事業を行っていないと認められる場合。
- (2) 天災地変その他助成対象事業の認定後生じた事情の変更により助成対象事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合。
- (3) 第17条第1項に規定する交付の決定の取消しを行った場合。

2 市長は、前項に規定する認定の取消しをしたときは、速やかに理由を付して申請者に通知するものとする。

（助成金の交付の申請）

第10条 第7条第5項による認定を受けた申請者は、認定日の属する会計年度を含め3年度以内に事業を開始するものとし、助成金の交付の申請をする場合は、新設した事業所が事業を開始した日の属する会計年度内に川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）第3条及び第11条の規定により、川崎市先端

産業創出支援助成金交付申請書（第8号様式）（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により期限内の履行が困難な場合で市長の承認を得たものについてはこの限りではない。

- 2 助成金の交付申請の基礎となる助成対象経費は、第7条第5項の規定に基づき認定された事業計画の助成対象経費を超えることはできない。

（助成金の交付の決定）

第11条 市長は、前条第1項に規定する交付申請書の提出があったときは、規則第4条の規定による交付の決定及び規則第12条の規定による補助金等の額の確定等を行い、川崎市先端産業創出支援助成金交付決定通知書（第9号様式）をもって申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に当たって、助成金の交付目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第12条 前条第1項に規定する交付の決定通知を受けた者（以下「助成決定事業者」という。）は、規則第7条第1項の規定により、助成金の交付の申請を取下げようとするときは、前条第1項に規定する交付決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（助成対象事業の状況報告等）

第13条 助成決定事業者は、助成対象事業の実施状況について、川崎市先端産業創出支援助成金事業実施状況報告書（第10号様式）により市長に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する報告は、助成対象事業に係る事業所の事業を開始した日の属する会計年度の終了後10年間、毎会計年度終了後、遅滞なく行うものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、助成決定事業者に対して調査を行うことができる。

（助成対象事業の継続義務）

第14条 助成決定事業者は、助成対象事業に係る事業所の事業を開始した日（以下「事業開始日」という。）の属する会計年度の終了後10年以上助成対象事業を継続しなければならない。

（市内企業の活用）

第15条 助成決定事業者は、事業所の新設及び操業に際し、市内企業を積極的に活用するよう努めなければならない。

（財産の処分及び管理）

第16条 助成決定事業者は、助成金の交付を受けて取得した財産について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしなければならない。ただし、第14条の規定による助成対象事

業の継続義務期間（以下「事業継続義務期間」という。）を経過した場合はこの限りではない。

- 2 助成決定事業者は、助成金の交付を受けて取得した財産を処分しようとするときは、川崎市先端産業創出支援助成金財産処分承認申請書（第11号様式）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、事業継続義務期間を経過した場合はこの限りではない。
- 3 市長は、前項に規定する財産の処分があったときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（交付の決定の取消し等）

第17条 市長は、第9条第1項の規定に基づき助成対象事業の認定を取り消した場合又は助成決定事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第11条第1項の規定に基づく交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成金をその目的以外の用途に使用した場合
- （2）助成金の交付の条件に違反した場合
- （3）助成対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反した場合

- 2 市長は、前項の規定に基づく交付の決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（返還額）

第18条 市長が第16条及び第17条の規定により既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じた際は、助成決定事業者は、返還命令の対象となる各固定資産（以下「返還対象資産」という。）ごとに、事業継続義務期間から返還事由発生までの期間を減じて事業継続義務期間で除した値に返還対象資産ごとの助成金を乗じた額（少数点以下切捨て）の合計額を返還するものとする。ただし、返還対象資産が賃貸借又はリース契約等（以下「賃貸借等」という。）により助成対象経費に計上されている場合は、助成対象経費に計上された分の賃貸借等の期間が事業継続義務期間より短いときは、事業継続義務期間ではなく当該賃貸借等の期間を用いることとし、返還対象資産が家屋又は償却資産の場合は、当該返還対象資産の耐用年数が事業継続義務期間より短いときは、事業継続義務期間ではなく耐用年数を用いることとする。なお、この規定に基づき助成対象事業者の返還する額を算出することが適当でないと市長が認める場合はこの限りではない。

（加算金及び延滞金）

第19条 助成決定事業者は、前条の規定に基づき助成金の返還を命ぜられたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて市に納付しなければならない。

- 2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は最後の受領の日に受領したものとみなし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成決定事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられるものとする。
- 4 助成決定事業者が助成金の返還を命ぜられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

（書類の整備等）

- 第20条 助成決定事業者は、助成対象経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。
- 2 助成決定事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、新設した事業所が事業を開始した日の属する会計年度の終了後10年間（廃止の承認を受けた場合を含む。）、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（雑則）

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。